

障がい福祉システムサーバ関連ハードウェア賃貸借（令和4年度導入）入札仕様書

この仕様書は、宮崎市（以下「発注者」という。）における障がい福祉システムサーバ関連ハードウェア賃貸借（令和4年度導入）について、必要な仕様を定める。

1. 契約の範囲

本契約の範囲は、機器の借入及び発注者に対する諸手続きを含むものとする。本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

2. リース期間

物品のリース期間は令和5年3月10日から令和10年2月29日とする。

3. 物品の性能・数量

調達機器は、別添「障がい福祉システムサーバ関連ハードウェア賃貸借（令和4年度導入）機器仕様書」（以下、「機器仕様書」という）を参照すること。なお、機器仕様書に記載のものについては指定品とする。

4. 物品の搬入、設置

- (1) 受注者は機器仕様書に記載された機器を令和5年3月9日までに、発注者が指定する場所に搬入し、設置・設定・動作確認の作業を完了すること。
- (2) 受注者は、発注者に引渡を完了するまでの間、物品の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故についてその責を負うものとする。
- (3) 受注者は、別紙、機器納入要件のとおり、業者名・リース期間など発注者が指示する必要な情報をラベルに記載し機器に貼付けし納品する。

5. 機器の撤去（返却）

- (1) 発注者はリース期間（再リースのものは再リース期間）が満了した場合は、受注者の負担により機器を撤去する。ただし、機器仕様書（5）の1～4および（6）の消耗品については無償譲渡とする。
- (2) 受注者は機器の撤去にあたり、ハードディスク等の記憶媒体については、当該機器の搬出を行う前に、その時点の技術において復元不可能な方法でデータ消去を実施し、その証拠となる書類を提出する。
- (3) 受注者は機器の撤去にあたり、サーバ機器等についてはラックから機器の取り外し（アンマウント）を行うこと。

6. 保証

物品の保証については、機器仕様書に記載された要件を満たすこと。また、5年保守パックがある物品について再リースを行う場合、6年目以降は必要に応じて保守契約を別途締結することとする。

7. その他

本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、受注者はその都度発注者と協議するものとする。

以上